

紹介手数料は次のとおりとする。

- 採用者の採用初年度換算分の 30%(消費税及び地方税別)とする。
初年度換算分とは、採用者に支払われる採用初年度予定年収とし、全ての諸手当及び賞与を含めたものとする。
- 紹介手数料を別途個別に定める場合は、甲乙協議の上、覚書を取り交わすものとする。